

「日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)」の使用環境ガイドライン

「日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)」とは、浮力・強度・水上での性能(浮遊姿勢など)・着心地等の試験基準を満たしたライフジャケットです。その性能確認試験基準は、平成26年度に日本小型船舶検査機構を事務局とする「レジャーで使用する個人用の浮力補助具に関する業界の性能基準策定に係る委員会」が策定主体として検討し、定めた基準です。

CS JCI 日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)		ライフジャケット ランク		L1	L2	L3
使用環境		航行区域	浮力	11.7kg以上	7.5kg以上	5.85kg以上
利用 する 船舶	遊漁船(釣り船) プレジャーボート	全ての航行区域				
		限定沿海区域・沿岸区域又は 平水区域				
	エンジン付き ゴムボート、パスボート、アルミボート	限定沿海区域・沿岸区域又は 平水区域				
	渡船(磯等渡し)	————	着用義務に対応		※6	
	ミニボート(手漕ぎボート含む)全長3m未満、 出力1.5kw(2.03馬力)未満	————	着用推奨			
	磯 ※1		着用推奨			
	防波堤 ※2		着用推奨			
	筏・カセ			着用推奨		※3
	海釣り施設 (釣り公園・海上釣り堀など)			着用推奨		
	サーフ・河口域 ※4			着用推奨		
	淡水での岸釣り ※5			着用推奨		

子ども用(12歳未満)		
ライフ ジャケット ランク	LC1	LC2
浮力	5kg以上	4kg以上
対象者	体重15kg以上40kg未満 ※7	体重15kg未満 ※7

(表注)浮力は、表示重量の鉄片を淡水中に24時間以上吊下げる力を示したものです。ランクがまたがる使用環境で適応表に迷われた場合は、1ランク上の商品をご使用頂くことをおすすめします。

- ※1：磯での釣りには固型式ライフジャケットをおすすめします。外洋に面した沖磯など、潮流が速く、波の荒い磯場がメインとなる場合はL1をおすすめします。
- ※2：外洋に面した沖堤をメインにする場合は、L1をおすすめします。
- ※3：波が高めの場所や危険が伴う可能性がある場合にはL2のご使用をおすすめします。渡船を利用しない、防波堤、筏・カセの場合はL3の着用もおすすめします。
- ※4：波が高い場所で釣行される場合にはL2のご使用をおすすめします。
- ※5：琵琶湖や霞ヶ浦のような大型淡水域では、L2のご使用をおすすめします。
- ※6：着用義務違反にはなりません。渡船(磯等渡し)を利用する場合は浮力7.5kg以上のライフジャケットをおすすめします。
- ※7：子ども用は体重を目安にお選び頂き、40kg以上の場合は大人用から体格にあったものをお選びください。

安全のために、ライフジャケットを着用しましょう。

～船を利用して釣りされる方へ～

- ①船検登録の対象となる小型船舶での船釣りには、日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)は使用できません。
- ②日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)は、小型船舶の法定備品として使用できません。
- ③ライフジャケットの各タイプ及び12歳未満での使用の詳細については、国土交通省又は日本小型船舶検査機構のHPをご覧ください。

詳細は国土交通省海事局ホームページをご覧ください。

- ・日本小型船舶検査機構の規定する性能鑑定の詳細については、小型船舶検査機構でお問い合わせください。
- ・各ライフジャケットの個別の性能・安全性等につきましては、各ライフジャケットの販売・製造元にお問い合わせください。

～安全に釣行頂くために～

ライフジャケットを安全にご使用頂くために…

- 各メーカーの取扱説明書を必ずご覧ください。
- ライフジャケットは使用前に自主点検が必要です。詳しくはメーカーにお問い合わせください。
- ライフジャケットを着用する際は、ファスナーなどをしっかりと閉めて着用してください。締具(胴部や肩ベルト)、股ベルトを有しているライフジャケットは、身体にフィットするように締具を調整し、股ベルトはしっかりと付け着用してください。
- 夏季と冬季では衣服などの厚みにより、着用サイズは変化します。都度調整してください。
- ご自身の身体にあったライフジャケットをお選びください。
- 浮力表示はポケット等に何も入れていない状態の浮力です。
- メタルジグやオモリなどを入れすぎると浮力性能に影響が出ますのでご注意ください。
- 釣り用途以外の場合は、それぞれの目的や使用環境に応じたライフジャケットをご使用ください。

～釣行上の注意事項～

- 法令や条例で救命具の着用義務等が定められている場合は、法令などで定められた要件を満たすものを着用してください。
- ライフジャケットはあくまで浮力を補助するための用具です。生命の保証をするものではありません。
- 法令や条例などで、釣りが禁止されている場合があります。ご注意ください。
- 気象・海象には十分に注意し、単独釣行は避け、決して無理をしないようにしてください。
- 海難人身事故に遭遇、目撃など緊急の場合は、海上保安庁「海のもしも(118番)へ」
- もしもの場合に備えて、防水バックへの携帯電話の収納など、通信手段の確保に心がけてください。